

第1章 第3期計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

①地域福祉とは

私たちが暮らす地域には、障がいの有無や性別、年齢、国籍、生活状況などの異なる様々な人々が暮らしており、その中には何らかの理由で“生きづらさ”を抱えていたり、手助けや支援を必要としている人たちも数多く住んでいます。

また、少子高齢化が進み、従来豊かであった家庭や地域の力、人と人とのつながりが徐々に希薄になる中で、地域では、高齢者等の孤立死、子育て家庭の孤立、ひきこもり^{※1}、虐待、生活困窮など、様々な生活上の課題が生じています。

「地域福祉」とは、これらの人たちが抱える生活上の様々な課題を、自分たちが住んでいる地域という場所を中心に考え、行政、住民、地域の各種団体、ボランティア^{※2}団体、福祉サービス事業者などが連携し、だれもが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるまちづくりを進めていこうとする取り組みのことをいいます。

複雑・多様化する社会問題や生活課題に対応するためには、公的な制度による福祉サービスと、住民相互の助けあい支えあい活動、ボランティア活動等の様々な取り組みを、支援を必要とする人に応じて組み合わせ、「このまちに住んでよかった、住み続けたい」と実感できる福祉のまちづくりをみんなで力を合わせて進めていく必要があります。

※1 ひきこもり：人間関係、特に拒否する対象との人間関係を忌避して不登校や出勤拒否を長期間続け、自宅・自室にこもって外出しない状態のことをいいます。

※2 ボランティア：個人の自発的な意志により、福祉、教育、環境などの事業や活動に参加する人をいいます。無償性・無給性を基本とした無償ボランティアと提供するサービス等についていくらかの報酬を得る有償ボランティアがあります。

②地域福祉を取り巻く国・大阪府の動向

核家族化の進行、高齢者世帯や共働き世帯の増加などにより、これまで地域や家庭が持っていた支えあいや見守りの機能が低下しています。また、雇用環境の悪化等を背景として、生活保護受給者や、働いていても生活に十分な賃金を得ることができない人が増加しています。加えて、東日本大震災の発生により、災害時に支援を必要とする高齢者や障がいのある人など「災害時要援護者」といわれる人を地域で把握し、支援を行う必要性が再認識されるなど、様々な地域福祉にかかわる課題が認識されるようになりました。

こうした背景から、高齢者福祉では、いわゆる「団塊の世代」がすべて後期高齢者となる平成37年(2025年)を見据えて介護保険法が改正され、市町村は介護保険事業計画の策定・実施を通じて、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活が継続できるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めることとなりました。

障がい福祉では、障害者の権利に関する条約の批准にあたって様々な法整備が進められ、障害者差別解消法の施行に伴う対応など、引き続き制度改革が進められています。また、児童福祉においては、「子ども・子育て関連3法」に基づき、社会全体で子どもの健やかな成長や子育てを支援するための新たな仕組みとして、子ども・子育て支援新制度が始まりました。

このほか、生活保護に至る前の段階から、早期に生活困窮者の支援を行うため、生活困窮者自立支援法が施行されました。また、災害対策基本法が改正され、災害時要援護者名簿の作成が市町村に義務づけられるとともに、災害時要援護者の同意を得て、平常時から地域の団体に情報を提供することが定められるなど、地域において住民同士が支えあう仕組みづくりの推進が図られています。

平成28年7月には、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働^{※3}して助けあいながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向けて、厚生労働省内に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」が設置されました。同本部では、今後予定されている介護保険法の改正、介護保険・障がい福祉サービスの報酬改定、生活困窮者支援制度の見直しに向けて、部局横断的に幅広く検討を行

^{※3} 協働：住民や各種団体、企業、行政など複数の主体が、対等な立場で、それぞれの特性を認めあい、活かしあいながら、共通の目的に向かって行動することをいいます。

うこととされており、平成29年2月には「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」がとりまとめられました。

大阪府においては、平成27年3月に「第3期大阪府地域福祉支援計画」を策定し、複雑・多様化する地域課題に対応するため、生活困窮者の自立支援等の新たな施策推進を盛り込むとともに、様々な福祉課題を抱え困難な状況に陥っている人に対する総合的な支援体制の構築により、地域福祉のセーフティネットの充実・強化に取り組むこととしています。

「第3期池田市地域福祉計画」の策定にあたっては、以上のような国・府の動向を踏まえつつ、本市における今後の地域福祉推進の方向性を明らかにしていく必要があります。

（2）計画策定の目的

本市では、平成17年3月に『すべてのひとが、住み慣れた地域においてその人らしく、いきいきとこころ豊かに安心した生活をおくり、ともに社会参加のできる福祉のまちづくり』を基本的理念とする「池田市地域福祉計画」を策定するとともに、平成23年3月には後継計画となる「第2期池田市地域福祉計画」（以下、「第2期計画」とします。）を策定し、施策の総合的・計画的な推進に努めてきました。

今回の計画策定は、第2期計画が最終年度を迎えるにあたり、地域福祉にかかわる取り組みの実施状況や社会経済情勢、住民ニーズなどの変化を踏まえつつ、平成29年度以降の本市における地域福祉推進の基本的方向性を明らかにしていくものとして、「第3期池田市地域福祉計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

① 法的な位置づけ

この計画は、社会福祉法（第107条）に基づき、本市の地域福祉を推進するための「基本的計画」として位置づけるもので、社会福祉法では以下の内容を盛り込むことが求められています。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

また、平成19年に国より通知された「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」（要援護者の把握、情報の共有、支援）、平成22年の「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について」（高齢者等の孤立の防止や所在不明問題を踏まえた対応）の内容を踏まえるとともに、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づく制度についても地域福祉計画に盛り込むべき事項として位置づけることが求められています。

② 本市における位置づけ

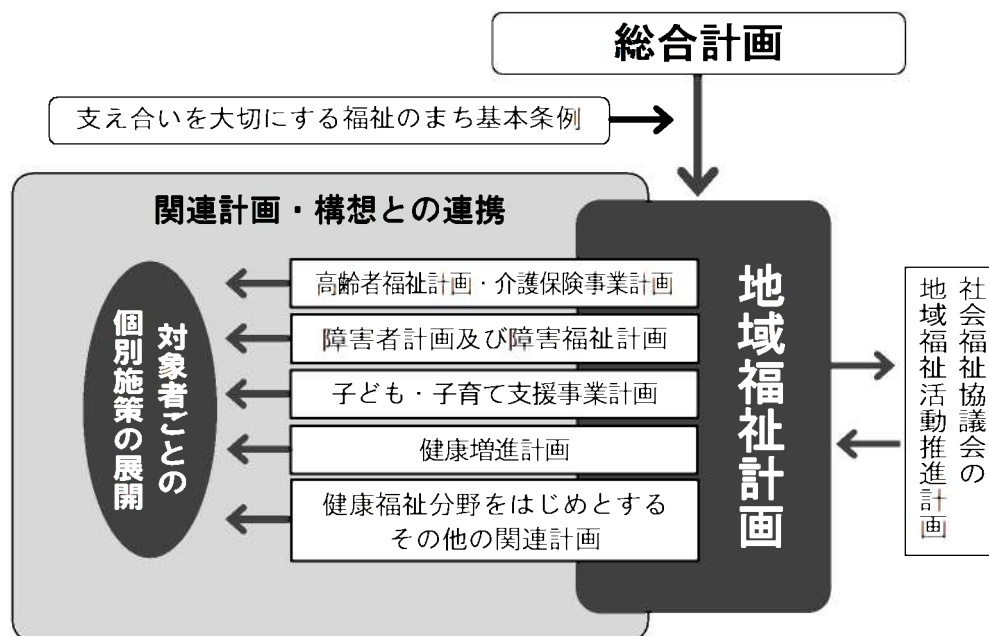
この計画は、「池田市支え合いを大切にする福祉のまち基本条例」（第8条）に基づき策定するもので、「池田市第6次総合計画」を上位計画とし、「池田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「池田市障害者計画及び障害福祉計画」、「池田市子ども・子育て支援事業計画」など、本市の関連計画・構想との整合・調整を図りながら策定しています。

池田市における地域福祉の推進にあたって、池田市社会福祉協議会^{※4}が策定する「池田市地域福祉活動推進計画（i-プラン）」と理念を共有し、この計画では地域福祉を推進するにあたって重要なこと、各分野に共通する横断的推進方策、今後の施策の方向性などについて基本的なあり方を提示することとします。

^{※4} 社会福祉協議会：社会福祉法で規定されている社会福祉団体で、民間組織としての自主性と地域住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という2つの側面を持ち、地域の福祉課題の解決に取り組み、住民が参加する福祉活動を推進する役割を担っています。

具体的な取り組みについては、より住民に近い視点での「池田市地域福祉活動推進計画」において進め、この計画と車の両輪となって連携し、地域福祉の推進を図っていきます。

地域福祉計画の位置づけ



「地域福祉計画」と「地域福祉活動推進計画」の位置づけ

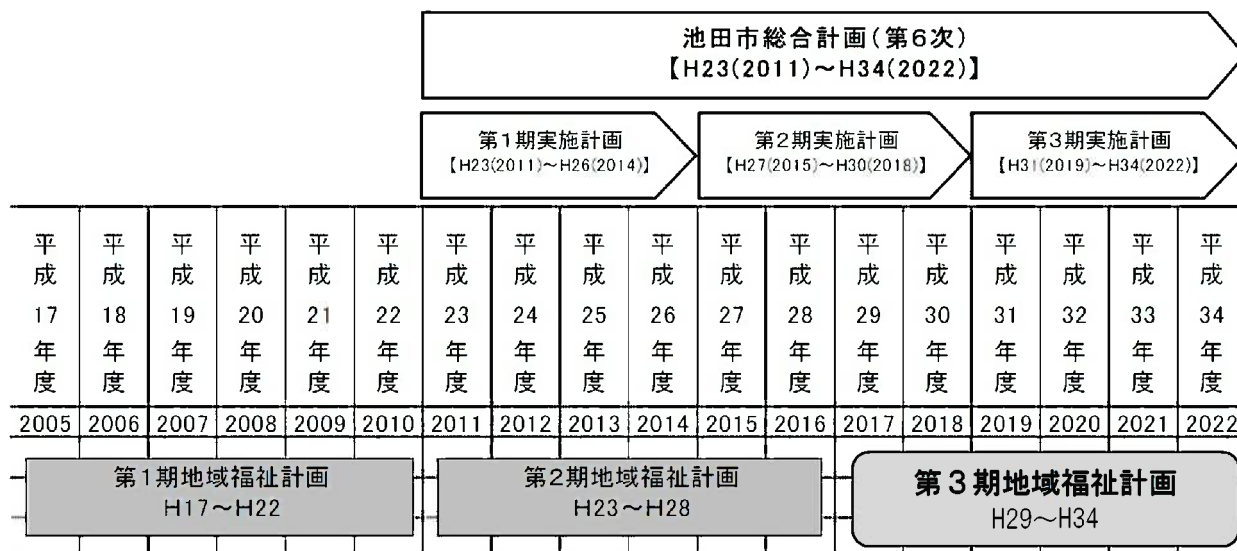
<p>地域福祉計画</p>	<p>社会福祉法（第107条）に基づき、市町村が地域福祉を推進する上での基本的な計画となるものです。 地域福祉にかかわる住民の様々な取り組みを促進するとともに、福祉サービスの基盤整備と調整、適切なサービス利用を促進するための施策の方向性を示します。</p>
<p>地域福祉活動推進計画</p>	<p>市町村が策定する地域福祉計画で示された方向性を踏まえつつ、社会福祉協議会としての使命とあり方についての方向性を示すとともに、地域福祉にかかわる取り組みを具体的にどう推進していくかという行動方針を明らかにするための計画です。</p>

(2) 計画の期間

この計画の期間は、平成29年度から平成34年度までの6年間とします。

ただし、国や大阪府などの動向を踏まえて、また、社会情勢の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直しを行います。

地域福祉計画の計画期間



3. 計画推進にあたっての視点

視点1 地域に密着した取り組みを進めます

地域の自然や歴史、文化など地域の個性を生かした取り組みを進め、必要な福祉サービスについても、身近な生活圏の中で利用できる体制の整備を進めていきます。このため、おおむね小学校区を基礎単位として、それぞれの施策の特性に応じた生活圏を設定し、取り組みを進めます。

視点2 利用者主体の福祉サービスを進めます

福祉サービスについては、利用する人と提供する側の対等な関係に基づいて、利用者の選択が確保される体制づくりを進めます。

視点3 住民参画を進めます

一人ひとりの住民が、地域福祉の担い手として、地域の福祉活動や福祉施策に関心を持ち、また具体的な活動に参加する機会を促進する「住民参画型」の地域づくりを進めます。

視点4 ネットワークの連携により進めます

必要なサービスが、必要とする人に効果的、効率的に届くよう、医療、保健、福祉の分野を始め、教育、就労、交通、環境、まちづくりなど様々な施策分野との連携・調整を進めます。

また、行政、住民、各種団体、事業者、関係機関、社会福祉協議会等によるネットワークの一層の充実を図り、それぞれが役割を担いつつ協働し地域福祉の総合的な推進を図ります。

3. 策定体制と手法

計画の策定にあたり、住民各層の地域とのかかわりや福祉活動などへの参加状況、地域福祉推進についての意識などを把握することを目的に、18歳以上の市民を対象とするアンケート調査を実施するとともに、池田市社会福祉協議会が開催する地区福祉委員会ワークショップ^{※5}の協議内容、各種団体ヒアリングの結果等を施策立案の参考としました。

策定体制については、計画で掲げる施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、関係各課による全庁的な体制のもとで策定作業を進めるとともに、住民や関係機関・団体の代表などで構成する「池田市地域福祉計画策定委員会」において審議を行いました。

また、策定過程において計画案を公表し広く意見を求めるため、意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

アンケート調査の実施概要

調査対象	池田市内に在住する18歳以上の市民（住民基本台帳より無作為抽出）2,000人
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成28年7月12日～31日までを基本とし、8月下旬まで回収しました。
回収状況	調査票配付数：2,000件、調査票到達数：1,995件 有効回答数：838件（有効回答率 42.0%） ※前回調査（平成22年実施）36.1%

※アンケート調査結果における各設問の母数n（Number of caseの略）は、設問に対する有効回答者数を意味します。

※各選択肢の構成比（%）は小数点第2位以下を四捨五入しています。このため、択一式の回答については構成比の合計が100%にならない場合があります。また、複数回答が可能な設問の場合、選択肢の構成比の合計が100%を超える場合があります。

※グラフ中の数字は、特に断り書きのないかぎりすべて構成比を意味し、単位は%です。

^{※5} ワークショップ：本来は作業場という意味ですが、あるテーマについて参加者が積極的に意見や技術を交換しながら討議を重ね、共同で何かを創り出す、参加型・体験型の研修会などの形式をいいます。また、その作業そのものを意味することもあります。